

更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 内部通報規程

(目的)

第1条 この規程は、更生保護法人滋賀県更生保護事業協会（以下「本会」という。）における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び本会に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

(通報等)

第3条 役職員及び本会が行う事業に直接的又は間接的に関係する者は本会又は役職員の不正行為として次に掲げる事項（以下「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

- (1) 法令又は定款に違反する行為
- (2) 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- (3) 本会の内部規程に違反する行為
- (4) 本会の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- (5) その他本会、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じおそれのある行為

2 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

3 通報等を行った者、通報等を行った者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。

(通報等の方法)

第4条 役職員は、次に定める内部通報窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

- (1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事（以下「コンプライアンス担当理事」という。）

(2) 監事

- 2 契約又は本会のその他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げない。

(内部通報窓口での対応)

第5条 コンプライアンス担当理事又は監事（以下「コンプライアンス担当理事等」という。）は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

- 2 通報等を受けたコンプライアンス担当理事等は、通報者に対して、通報等を受けた日から14日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえで、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公正公平な調査)

第6条 通報等を受けた監事は、通報等の内容（通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報（以下「通報者特定情報」という。）を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事（ただし、当該通報等が理事の不正行為に係るものである場合は除く。）に報告する。

- 2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「通報等調査」という。）は、コンプライアンス統括担当者において実施することを原則とする。ただし、コンプライアンス統括担当者において通報等調査を実施することが適切でない場合には、コンプライアンス担当理事等の指示により、他の事務局員に通報等調査をさせ、又は法律事務所等の外部調査機関に通報等調査を依頼することができる。
- 3 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。
- 4 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力しなくてはならない。
- 5 通報等を受けたコンプライアンス担当理事等は、通報者との間で通報者特定情報につき通報等調査の担当者を含む本会の役職員に開示することができる内容及びその範囲について合意を得なくてはならない。また、調査の必要性及び状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内容を見直すものとする。役職員は、第1項及び第2項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行うことはできない。ただし、匿名による通報

等であるため通報者との協議が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の通知等)

第7条 通報等調査を担当した者（以下「調査担当者」という。）は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに当該結果をコンプライアンス担当理事等及び理事長に対して通知するものとする。

2 コンプライアンス担当理事等は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。

3 上記各項の通知に際しては、プライバシーの侵害とならないよう、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いに十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 コンプライアンス担当理事等は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちに事実関係の調査を行い、当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

3 コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者等の氏名を除く。）を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

(情報の記録と管理)

第9条 通報等を受けたコンプライアンス担当理事等及び調査担当者は、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を、事務局内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第6条第5項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されないよう留意するものとする。

2 通報等を受けたコンプライアンス担当理事等、調査担当者に関与する者、その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。第6条第2項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。

3 役職員は、コンプライアンス担当理事等及び調査担当者に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第10条 本会の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(懲戒等)

第11条 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第9条第2項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏洩した場合、役職員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合又は前条の規定に違反した場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

3 前項の懲戒処分は、理事に対しては評議員会が、職員に対しては理事会が決議して行う。

(内部通報制度に関する教育)

第12条 本会は、役職員に対して公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する教育を行うよう努めるものとし、職員は積極的に受講するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月13日から施行する。